

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(令和6年3月31日まで)  |
| 有効期間   | 二種(令和2年12月31日まで) |

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁保発第126号  
令和2年5月12日  
警察庁生活安全局保安課長

### 銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について（通達）

生活安全警察に係る許可等事務における新型コロナウイルス感染症対策については、「許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年3月4日付け警察庁丁生企発第133号ほか）等において指示しているところであるが、銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策の在り方については、関係する法令及び通達によるほか、下記のとおりとするので、対応に遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 1 趣旨等

銃砲所持許可手続については、もとより厳格な運用が求められるところであるが、他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り人との接触機会を減らす運用が必要となる。

そこで、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な措置として、猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可の更新手続においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の申請書類を揃えられない場合であっても申請を認め、また、調査及び審査については可能な限り進めつつ、問題が把握されない限り、更新手続中における銃砲の所持を認め、更新については、所定の手続が完遂した後に行うこととする。

猟銃等の所持許可の手続については、必要な書類が全て提出された後に申請を受理し、必要な調査等が全て行われた後に許可を行うが、申請準備や審査の長期化等により講習修了証明書等の有効期間が経過してしまう場合には、講習修了証明書等を引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

#### 2 猟銃等講習会等

- (1) 猟銃等講習会及び技能講習（以下「猟銃等講習会等」という。）について、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、各都道府県の実情に応じ、延期又は中止することは差し支えない。
- (2) 猟銃等講習会等を延期又は中止する場合には、受講希望者に対し、その旨と以後の手続を丁寧に説明するなど、きめ細かに対応すること。

#### 3 所持許可の更新手続等

- (1) 所持許可の更新手続
  - ア 申請

(ア) 猟銃等の所持許可の更新を受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書、市町村（特別区を含む。）の長の証明書、講習修了証明書、技能講習修了証明書等、申請に必要な書類の一部を提出又は提示することができない場合、それ以外の申請書類を受領して審査を開始して差し支えない。

(イ) 一部の申請書類の提出又は提示がなかった場合には、後日、当該書類の提出又は提示を受けること。

#### イ 郵送等による申請と猟銃等の提示

(ア) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）第34条の規定により、申請書を提出する際には、猟銃等を提示することが求められているが、申請書類を郵送又は代理人により提出させた上、後日、猟銃等の提示を受けることとして差し支えない。この場合、警察署等への来訪日時調整等により、可能な限り速やかに猟銃等の提示を受けること。

(イ) 申請者が郵送により申請書類を提出する場合、講習修了証明書、技能講習修了証明書及び猟銃・空気銃所持許可証については、これを確認した後、簡易書留により申請者に返送すること。この場合、返送用の書留用封筒を申請者に同封させるなど、郵送及び返送に必要な費用は、申請者の負担とすること。

#### ウ 認知機能検査

(ア) 猟銃等の所持許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査については、銃刀法施行規則第16条の規定により、所持許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までに行うこととされているが、地域や申請者の実情等を踏まえ、同期間以外に実施することとしても差し支えない。

(イ) 所定期間内に認知機能検査を実施できなかった場合には、後日、同検査を実施すること。

#### エ 各種調査

(ア) 猟銃等の所持許可に関する各種調査の要領については、「銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領について（通達）」（平成30年3月15日付け警察庁丁保発第39号）において指示しているところであるが、面接により行うべき本人及び周辺への調査については、地域の実情等を踏まえ、これが困難である場合、まずは電話により可能な範囲で実施すること。

(イ) 暫定的な措置として、電話による調査を実施した場合には、後日改めて、面接により必要な調査を確実に実施すること。

#### オ 所持及び更新可能期間の指定

(ア) 所持許可の有効期間が満了する日までに、

- 申請に必要な書類の全ての提出又は提示を受けることができない場合
- 猟銃等の提示を受けることができない場合
- 認知機能検査や面接による調査等を実施することができない場合
- 保管設備の確認を行うことができない場合

など、所持許可の更新手続を完遂できない場合において、その時点で把握する限りにおいて不更新にするべき事情が認められないときには、所持許可が引き続き有効なものとなるよう、暫定的な措置として、所持及び更新可能期間を指定する措置を講ずるものとする。

(イ) 本件措置は、猟銃・空気銃所持許可証の記載事項変更欄にその内容を記載して公安委員会印を押印することにより行い、また、所持及び更新可能期間の末日は、当面、所持許可の有効期間が満了する日から起算して3月を経過した日とする。

カ 講習修了証明書及び技能講習修了証明書の有効期間

講習修了証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の更新の申請を行うことができなかつた者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の更新の時点で有効なものとして取り扱うこと。

キ 所持許可の更新

(ア) 所持許可の更新に必要な手続を全て遂げ、許可の基準に適合すると認めた場合に、所持許可の更新を行うこと。

(イ) 上記オの措置により、所持及び更新可能期間を指定した後に所持許可の更新を行う場合における更新日は、所持許可の有効期間が満了した日の翌日とする。

(2) 所持許可の手続

ア 教習修了証明書等の有効期間

教習修了証明書、講習修了証明書、合格証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の申請を行うことができなかつた者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の時点で有効なものとして取り扱うこと。

イ 申請者に対する説明

猟銃等の所持許可の申請を受理するに当たり、申請者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、標準処理期間内に処分をすることができない場合があることを説明すること。

ウ 許可の失効

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第8条第1項第1号の規定により、猟銃等の所持許可を受けた者が、許可を受けた日から起算して3月以内に、許可に係る猟銃等を所持することとならなかつた場合には、許可の効力を失うとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して新型インフルエンザ等緊急事態宣言において指定された当該都道府県における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態期間」という。）を加えた期間が経過するまでの間は、許可の効力が失われぬものとして差し支えな

い。

### (3) その他

#### ア 銃刀法第5条の2第3項第2号関係

(ア) 災害により許可済猟銃を亡失等した者については、銃刀法第5条の2第3項第2号の規定により、亡失等により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失った日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して1月を経過しない間に許可を受けることができるとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(イ) 同号の適用に当たつての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

#### イ 銃刀法第5条の2第3項第3号関係

(ア) 海外旅行、災害、その他政令で定めるやむを得ない事情により、許可の更新を受けることができなかつた者については、銃刀法第5条の2第3項第3号の規定により、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない間に許可を受けることができるとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(イ) 同号の適用に当たつての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

## 4 感染予防対策

各種講習会の開催、警察施設での申請者への対応等を行う場合には、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参照しつつ、特に以下の点の感染予防対策を徹底すること。

- 講習会施設における対人距離の確保
- 施設の換気
- 施設・設備の消毒
- 症状のある方への入場制限
- 警察施設における申請等の個別対応における日時調整

## 5 その他留意事項

- (1) 本通達の運用については、所持許可の更新の申請者等に対し、確実に周知を図ること。特に、近く所持許可の有効期間の満了を迎える者に対しては、個別に連絡し、手続内容について丁寧に説明するなど、きめ細かく対応すること。
- (2) 猟銃等の所持許可に係る不適格者情報を把握した場合には、迅速かつ的確に対処すること。
- (3) 本通達の運用については、許可等事務の担当者はもとより、銃刀法違反に係る処分の担当者に対し、指導教養を徹底し、誤りのないようにすること。
- (4) 上記に示したほか、講習修了証明書の書換えの申請等については、「猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について」（平成31年4月1日付け警察庁丁保発第65号）により、負担軽減措置を例示しているところ、可能な限り、郵送による手続を積極的に活用するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の配慮をすること。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和3年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(令和3年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁生企発第133号  
丁少発第155号  
丁保発第48号  
令和2年3月4日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁生活安全局保安課長

許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）  
新型コロナウイルス感染症への対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年2月18日付け警察庁丙給厚第5号ほか）等において指示がなされているところであるが、各都道府県警察における生活安全警察に係る許可等事務の手続については、関係する法令及び通達によるほか、下記事項に留意の上、適切な運用に努められたい。

#### 記

#### 1 許可等事務に係る留意事項

- (1) 許可等事務における講習・検定及び銃砲の全国一斉検査（「銃砲の全国一斉検査の実施について（通達）」（令和2年1月21日付け警察庁丁保発第4号））の実施時期や方法については、必要に応じて柔軟な対応を検討すること。
- (2) 警察署への来署等に伴う感染リスクを低減する観点から、必ずしも来署等を要しない手続については、郵送による手続等が可能であることを教示するなど、申請者等に対して特段の配慮を行うこと。

#### 2 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- (1) 窓口業務や講習・検定の業務等に従事する職員による咳エチケットの励行並びに石けんによる丁寧な手洗い及びアルコール消毒液による手指消毒を行うこと。
- (2) 来訪者や受講者等に、石けんによる丁寧な手洗いの励行を呼びかけるほか、体調不良又はその疑いがある場合は、状況に応じたマスク着用の呼びかけを行うこと。
- (3) 来訪者や受講者等が入退室する際に扉を開放したままにしたり、適宜換気を行うなど、感染機会を減らすための工夫を講じること。

#### 3 その他

##### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法における猟銃及び空気銃の許可の基準の特例

現下の情勢に鑑みると、新型コロナウイルス感染症への感染やそのおそれ等を理由に猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けることができない旨の申立てがあった場合、当該事情は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第14条に規定する「やむを得ない事情」（第3号、第5号関係）に当たり得るこ

とから、個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応すること。

(2) 個別の事情を斟酌したきめ細やかな対応

受講者等から講習・検定等について相談を受けた場合には、適切に手続を行う方法を教示するなど、申請者の個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応するよう留意すること。